



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年9月16日金曜日 第342号

◇ 目 次 ◇

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 757
 道路の区域変更（県道中島環状線）.....（ " ）... 758
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 758
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 758
 道路の供用開始（県道滑床松野線）.....（南予地方局管理課）... 758
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 758
 指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 759

公 告

インターネット実習対応パソコン等一式の借入れ.....（高校教育課）... 759
 県立学校校内LAN用端末機器等一式の借入れ.....（ " ）... 760

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 761

正 誤

令和3年10月22日付け第252号愛媛県監査公表第10号（定期監査結果の公表）中.....（監査事務局）... 761

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第969号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年9月16日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-1）第15967号	令和元年12月20日	（株）イシモト	石本 一夫	松山市和泉南2-12-28	令和4年8月4日	大工工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止（一部）
（般-1）第17410号	令和元年11月6日	（株）大企	續谷 襄治	松山市溝辺町甲145	令和4年8月15日	建築工事業、大工工事業 とび・土工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業 解体工事業	建設業の廃止
（般-1）第16607号	令和元年12月21日	（有）アップリンク	鶴岡 石男	伊予市下吾川1713-1	令和4年8月18日	電気工事業 電気通信工事業	建設業の廃止
（般-3）第11153号	令和3年5月2日	（株）川本組	川本 雄治	松山市北久米町981-1	令和4年8月22日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
（般-3）第14901号	令和4年1月11日	（株）ヒロケンテクノス	藤城 正裕	松山市山西町1358-63	令和4年8月22日	造園工事業	建設業の廃止（一部）
（般-30）第16379号	平成30年10月8日	ハイスピードコーポレーション（株）	中村 大介	松山市久万ノ台921-1	令和4年8月22日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止（一部）
（般-29）第1519号	平成29年9月27日	川上建設	川上 忠一	伊予市下吾川33-3	令和4年8月29日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	中島環状線	松山市吉木乙103番7から 同市吉木甲1309番4まで	旧	メートル 4.9~14.3	キロメートル 0.255	
			新	8.0~26.4	0.255	

○愛媛県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	松山市吉木乙103番7から 同市吉木甲1309番4まで	令和4年9月16日

○愛媛県告示第972号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年9月16日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第20号 令和4年9月7日	伊予市下三谷字十王3064番2、3065番5	松山市枝松2丁目1番22-11号 バルボナル205号 武 田 今日平

○愛媛県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	令和4年9月16日

○愛媛県告示第974号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和4年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	社会医療法人石川記念会HITO病院	上 甲 智 規	四国中央市上分町788番地1	令和4年9月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	市立宇和島病院	楠 目 浩 祐	宇和島市御殿町1番1号	令和4年9月1日
肢 体 不 自 由	内科、リハビリテーション科、麻酔科	伊 予 病 院	鳴 岡 由 美	伊予市八倉906番地5	令和4年9月1日
呼 吸 器 機 能 障 害	内 科	渡 部 病 院	青 野 潤	西条市周布331番地1	令和4年9月1日
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	社会医療法人石川記念会HITO病院	近 藤 秀	四国中央市上分町788番地1	令和4年9月1日
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	脳神経外科	西の土居あらいクリニック	荒 井 政 森	新居浜市西の土居町一丁目8番5号	令和4年9月1日

○愛媛県告示第975号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和4年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院	城 間 伸 雄	宇和島市住吉町二丁目6番24号	令和4年8月30日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
インターネット実習対応パソコン等一式の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
インターネット実習対応パソコン等一式（サーバー4台、パーソナルコンピュータ120台、プリンタ18台、プロジェクタ4台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和5年3月1日から令和11年2月28日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入期間の開始までに、借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 下記の企業認定・認証の何れかを取得している者であること。
・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証
・「プライバシーマーク」認証

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2951
- (2) 入札書の受領期限
令和4年10月18日（火）午前8時30分から同月26日（水）午前9時59分までの執務時間中（愛媛県の休日等を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（一般書留郵便若しくは簡

易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。ただし、郵送等による場合は、10月25日(火)午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和4年9月30日(金)までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年10月26日(水)午前10時
愛媛県庁第1別館3階第5会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和4年10月6日(木)午後5時15分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school computer rooms (Local Area Network), 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 26 October 2022 (tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 25 October 2022)

(3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2951

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年9月16日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

県立学校校内LAN用端末機器等一式の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

県立学校校内LAN用端末機器等一式(パーソナルコンピュータ914台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和5年3月1日から令和11年1月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入期間の開始までに、借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(5) 下記の企業認定・認証の何れかを取得している者であること。

・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証

・「プライバシーマーク」認証

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2951

(2) 入札書の受領期限

令和4年10月18日(火)午前8時30分から同月26日(水)午前10時29分までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等(一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。ただし、郵送等による場合は、10月25日

(火)午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法
令和4年9月30日(金)までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所
令和4年10月26日(水)午前10時30分
愛媛県庁第1別館3階第5会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限: 令和4年10月6日(木)午後5時15分

(4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school LAN (Local Area Network), 1 set
(2) Time limit of tender: 10:29 a.m., 26 October 2022 (tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 25 October 2022)
(3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

は、次のとおりである。

令和4年9月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,133,494
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,670
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 241,687

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数). Rows include 伊予郡, 南宇和郡, 松山市・上浮穴郡, etc.

正 誤

○正 誤

令和3年10月22日付け第252号愛媛県監査公表第10号(定期監査結果の公表)中

Table with 4 columns: ページ, 箇所, 誤, 正. Content includes page 1270, column 5, and financial figures for 2022.